河川等パトロール業務委託仕様書（R7.1.6改正）

（適用範囲）
第１条 本仕様書は、発注者（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託する河川等パトロール業務（以下「業務」という。）に適用する。

（目的）
第２条 この業務は、徳島県が管理する河川、海岸、砂防等（以下「河川等」という。）の現状を巡視、点検（以下「パトロール」という。）により把握し、河川等の異常、不法占用等を発見し、適切な措置を講ずるための河川等管理上必要な情報を収集することにより、河川等を常に良好な状態に保ち、施設の安全な有効性を確保することを目的とする。

（業務内容）
第３条 乙は別途特記仕様書で定める区域について、以下に掲げる業務を実施するものとする。
（１）河川等、巡視と点検の実施
（２）緊急を要する異常箇所の応急措置（穴埋め、ロープ張り等）
（３）維持管理データの蓄積（定点観測写真取り）
（４）各種情報収集（住民からの情報等）
（５）実施結果の報告
（６）その他、甲の指示するもの

（パトロール体制）
第４条 パトロールは、原則として自動車を用いて班体制で実施するものとし、要員２名を１班とし編成するものとする。ただし、運転手はパトロール要員に含むものとする。
２ パトロールの打合せ、指揮、監督を行う者（以下、「業務実施監督者」という。）は、以下の何れかの資格、経験を有する者であること。
・一級もしくは二級土木施工管理技士
・国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理業務において１件以上の実績を有する者
・土木工事に関し３年以上の実務経験を有する者
・公共土木施設の測量又は設計業務に関し３年以上の実務経験を有する者
・道路又は河川に関する技術的な行政経験を１０年以上経験している者
３ 第１項の班員のうち、運転手については以下の要件を満たす者であること。
・第１種普通以上の運転免許を有し、かつ普通自動車以上の運転実務経験が２年以上であること
・過去２年以内に重大な交通事故を起こしていないこと
・過去２年以内に重大な交通違反（免許停止を伴うもの）をしていないこと

（業務管理責任者および業務実施監督者）
第５条 乙は、委託業務の実施責任者として業務管理責任者を選任し、甲に通知しなければならない。
２ 業務管理責任者は、以下の資格を有するものであること。
・測量士
３ 乙は、業務管理責任者の資格要件について、資格証の写しを監督員に提出しなければならない。
４ 乙は、業務管理責任者と乙との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提示しなければならない。
５ 業務管理責任者および業務実施監督者はパトロールの適切な履行を確保するため、パトロール要員を指導、監督しなければならない。
６ 業務管理責任者または業務実施監督者は、毎月１回監督員に業務全般に関しての状況報告を行うとともに、業務の実施方針に関して監督員と打合せを行い、記録簿（様式７）を作成する。

（実施計画書）
第６条 乙は、以下の各号に掲げるところにより、河川等パトロールに関する実施計画書を作成し甲に提出し、当該計画に従って実施するものとする。

（１）委託契約の締結後、速やかに「パトロール計画書（様式１）」及び「組織表及び連絡体制表（様式２）」を作成し、監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

（２）乙は、毎月、月ごとの「河川等パトロール実施計画書（様式３）」を作成し、毎月２５日までに翌月分を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

（３）当該実施計画に関わらず、監督員が異常気象等によりパトロールの実施が困難と判断した場合はこの限りではない。

（パトロールに使用する車両）
第７条 パトロールに使用する車両は、甲が貸与する所定の車両を使用するものとする。

２ 車両の貸与についての詳細は、別に定める「徳島県公共土木施設維持管理業務委託に係る県有車両の貸付要領」に基づくものとする。

３ 自動車保険料については、任意自動車保険料の契約額に応じて変更契約を行うものとする。

４ 甲が貸与する自動車で、乙が交通事故等を起こした場合は、全て乙において処理しなければならず、甲は一切の責を負わないものとする。

５ 乙は、車両使用簿により、毎月車両の使用状況を甲に報告すること。

（パトロールの内容）
第８条 第３条（１）及び（３）に定める業務については以下の各号に掲げる事項を、車両からの目視と、徒歩により行うものとする。

（１）河川等の状況（流水、敷地）

（２）河川等施設の点検（堤防、護岸、海岸、水門類、砂防堰堤、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等）及び定期的に写真撮影を行う
なお、河川については、中小河川の堤防等河川管理施設及び河道点検・評価要領（令和６年３月　国土交通省　水管理・国土保全局）により、堤防（土堤及び特殊堤等、掘込河道は除く）について、年１回の点検・評価を行う
※中小河川の堤防等河川管理施設及び河道点検・評価要領
https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/pdf/02_chusyou_tenkenyoukou.pdf

（３）河川等の占用の状況等

（４）その他

（パトロールの実施）
第９条 パトロールは以下の各号に掲げるところにより実施するものとする。

（１）乙は、原則として実施計画書により、パトロールを実施しなければならない。
ただし、監督員から指示を受けた場合は、この限りでない。

（２）パトロール（始業時連絡、終業時報告を含む。）は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１月２日、３日及び１２月２９日から３１日まで）を除いた日に実施するものとし、８時３０分から１７時１５分までの範囲内で実施することを原則とする。ただし事前に監督員から指示された日のパトロールはこの限りでない。

（３）パトロール実施日は監督員に、パトロールの出発及び終了の報告を行うものとする。

（４）契約期間内に貸与する車両の車検等及び故障が発生した場合には、乙の所有する車両によりパトロールを行うものとする。ただし、期間が長期にわたる場合は、甲乙協議によるものとする。なお、パトロール回数に変更が生じた場合は変更対象とする。

（５）異常気象等により、業務履行不可能な時事が生じた場合はパトロールを中止する。
その中止期間にあたるパトロール回数については変更対象とする。

（パトロール中の措置）
第１０条 乙は、パトロール中に、異常を発見した場合は、以下の各号に掲げる措置を行うとともに甲に報告するものとする。

（１）管理道路の小陥没等、管理上支障が生じると判断されるものについては、応急措置

を講じ、監督員に電話等で速やかに報告するとともに、状況のわかる写真撮影、記録等を行うものとする。なお、応急措置を行うことが困難なものについては、監督員に電話等で速やかに報告し、指示を受けるものとする。
（２）河川等に対する不法行為等を発見した場合は、速やかに監督員に電話等で報告し指示を受けるとともに状況のわかる写真撮影、記録、調査等を行うものとする。
（３）異常気象に遭遇した場合は、監督員に速やかに連絡し、その指示を受けるものとする。

（履行する際の注意事項）
第１１条 業務管理責任者は、本仕様書、特記仕様書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。
２ パトロール車の運転手は、道路交通法等関係諸法規を厳守するとともに、常に安全運転に努めなければならない。
３ パトロール要員は、住民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことの無いように注意するとともに、住民には親切丁寧に応対すること。
４ パトロール要員は業務遂行中、甲が発行する身分証明書を常に携行し、第三者から請求があった時はこれを提示すること。
５ 業務管理責任者、安全運転管理者およびパトロール要員は、各庁舎で実施する交通安全研修を受講するものとする。
６ 業務管理責任者は、パトロール要員と連携を密にし、毎日の始業及び終業時に業務の確認を行うものとする。
７ 業務管理責任者は、パトロール要員と打合せを行い、勤務状況を確認し、指揮・監督を行うものとする。
８ 毎月１回、業務管理責任者はパトロール車に同乗し、別紙「業務実施状況確認表」により作業内容をチェックして甲に報告すること。また、業務管理責任者は、業務の適正な履行を確保するため、契約書、特記仕様書に基づき、全パトロール要員を対象に、能力の向上、安全管理の徹底、コンプライアンスの意識の啓発を図るための教育を、毎月１回行うものとする。

（パトロール車への受注者名の標示）
第１２条 乙は、県が貸与するパトロールに使用する車輌に、受注者名を次の要領で標示するものとする。
（１）標示方法は、パトロール車にマグネット板等を貼付する方法によるものとし、標示する文字形式及び寸法は、原則、図－１のとおりとする。
（２）図－１において、幅１５ｃｍの白地マグネット板に黒字で標示し、標示内容は、『受注者：○○○○』とし、『○○○○』には受注者名を標示するものとする。
（３）マグネット板等の貼付にあたっては、車輌の両側側面とし、また、マグネット板等を分割し標示してもよいこととする。

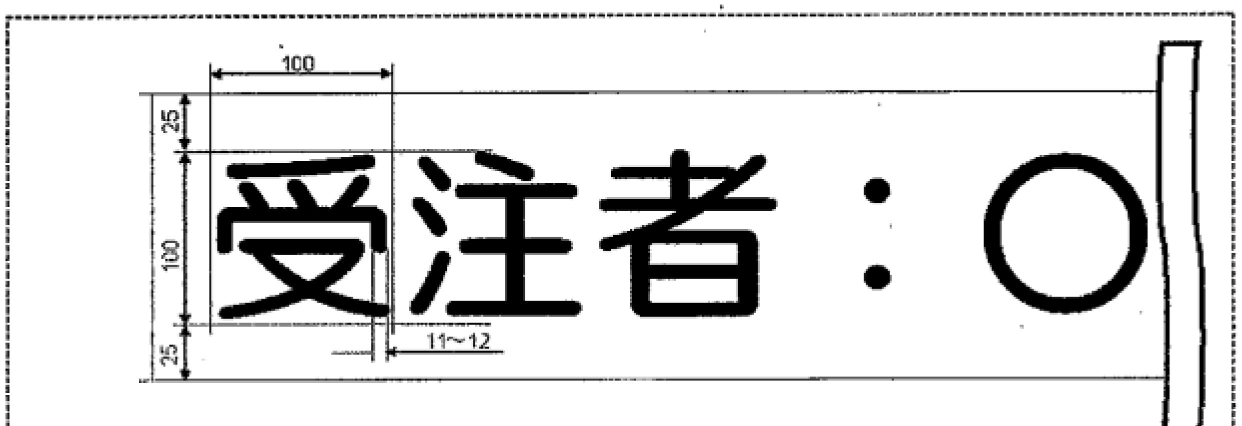

図−1 ＜文字の形式及び寸法＞

（パトロール結果の報告等）
第１３条 乙は、以下の各号に掲げるところにより、パトロール結果を甲に報告すること。
（１）業務の実施結果は、毎日、別に定める報告書に整理すること。
（２）報告書は「パトロール日誌（様式４）」、「異常箇所整理表（様式５）」、「異常箇所整理表（対応・処理経過）（様式５－２）」および「堤防の点検結果評価記録様式（様式５－３）」によること。
（３）緊急を要するパトロール結果については、前号の報告を行う前に、電話等で監督員に報告しなければならない。
（４）住民等から情報があった場合は「情報提供整理表（様式６）」により報告を行うこと。
（５）月に１回の頻度で、河川名等毎のパトロール状況写真（異常なしの写真）をパトロール日誌に添付すること。（業務完了報告用）

（事故報告）
第１４条 乙は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

（守秘義務及び情報管理）
第１５条 本業務の実施において知り得た情報を第３者に漏らしてはならない。
２ 個人情報を取り扱う場合は、情報セキュリティを確保しデータの流出は絶対にあってはならない。

（受注者の責任）
第１６条 業務従事者として要求される注意義務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

（業務管理責任者に対する措置請求）
第１７条 契約書第７条における業務管理責任者に対する措置要求は、業務管理責任者措置請求書（様式９）により行う。

（その他）
第１８条 業務にパソコン関連機器、通信費が必要な場合及び事務用品は、乙が用意すること。
２ 乙が職員のパソコンを使用しないこと。また、乙が用意し使用しているパソコンからのデータをＵＳＢ等外部記憶媒体を介して職員のパソコンに入出力してはならない。
３ 定期的に、巡視、点検記録、写真等のデータをウィルスチェックを済ませたＣＤ－Ｒにて監督員に提出すること。
４ 業務の遂行にあたり、設計図書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議により定めるものとする。

様式1

河川等パトロール計画書

（受託者名　　　　　　　　　　　　印）

1. パトロール計画

巡視点検コース名	箇所数	河川名等	パトロール延長km （管理延長km）	特記事項
①				
②				
③				
④				
⑤				

〇経路図を添付すること。

2. 班編成

班名	班長	班員	予備員	予備員	予備員
河川等パトロール班					

様式２

組織表及び連絡体制表

委託業務名	
河川名等	
委託業務箇所	
受託者	印

<table>
<tr><td rowspan="3">業務管理
責 任 者</td><td rowspan="2">氏　名</td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="2">電話番号</td><td rowspan="2">資格の有無</td></tr>
<tr><td>自宅</td><td>携帯電話</td></tr>
<tr><td></td><td>. . 生</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="10">河川等パトロール要員</td><td rowspan="2">氏　名</td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="2">電話番号</td><td rowspan="2">資格･経験の有無</td></tr>
<tr><td>自宅</td><td>携帯電話</td></tr>
<tr><td></td><td>. . 生</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

資格欄には、河川等パトロール業務委託仕様書第４条第２項に示す資格の有無を記入すること。

様式３

河川等パトロール実施計画書（令和　　年　　月分）

（受託者名　　　　　　　　　　印）

日	曜日	①コース	②コース	③コース	④コース	⑤コース
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

パトロールを実施するコース名に〇を記入すること。

様式4

河川等パトロール点検日誌

（受託者名　　　　　　　　　　　　　　）

パトロールコース名	実施日	天候	出発時間		課長	課長補佐	係長	課員
	○月○○日　○曜日		○○時○○分					
パトロール者氏名			帰着時間					
印　　印　　印			○○時○○分	パトロール走行距離　km		km		

順序	河川名等	パトロール区間	実施時間	巡視、点検事項及び措置事項等
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				

緊急連絡	（備考）
（有・無）　（内容） （相手方）	

その他	

様式５

異常箇所整理表

（受託者名　　　　　　　　　　　　　　　　　）

①河川名･施設名等　〇〇〇川　・　△△△通路

②位置　　　　　　〇〇町△△△

③発見日時　　　　令和〇〇年〇月〇日　□:□□

④点検項目　　　　別紙参照（管理道路、堤防、水面の異常　など）

⑤異常の内容　　　（陥没、護岸の崩壊、クラック　など）

（調査内容）※

（位置図）

（概略図）施設の損傷など必要に応じて記入してください。

（写真）複数枚撮影の場合は、別途添付してください。

※施設損傷の場合は、被害程度の概略（延長(L)、高さ･幅(H)、面積(A)など）および概算費用を記入してください。概算費用の算出については、災害復旧用総合単価等　を参照してください。
※不法行為等の場合は、監督員の指示に従い調査結果を記録してください。

様式5(追加)

異常箇所整理表(写真)

(写真)

(写真)

(写真)

(写真)

（別紙）

点検項目表（点検箇所留意点）

点検項目	点検の視点（留意点）
管理道路、通路等	・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等 ・わだち掘れ、穴、陥没、段差の状態 ・雑草、雑木の繁茂による通行障害
堤防	・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等 ・不等沈下、漏水の有無 ・堤天のわだち堀れ、穴、陥没、段差の状態 ・法面状態（亀裂、法崩れ等） ・雑草、雑木の繁茂状態
河川護岸、砂防流路	・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等 ・侵食、クラック、はらみ出し、吸い出し等異常の有無 ・土砂堆積、異常洗掘の有無 ・河川等に支障を及ぼす倒木、枯木の有無
水門、陸閘、樋門、堰、ダム、 海岸砂防堰堤、 地すべり防止施設、 急傾斜地崩壊防止施設等の構造物	・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等 ・クラック、漏水等異常の有無 ・施設の破損、隙間、がたつき、ゴミつまりの有無
水面の異常	・油、その他汚濁物質の流出 ・魚の大量斃死 ・漂着物
砂利採石現場	・採取画とおりの採取がなされているかどうか
占用状況、不法物件の監視	・占用が適正にされているかどうか ・不法物件の状況変化
不法係留船	・不法係留船、沈船の状況把握
危険箇所の状況	・生命、財産に影響がでるか ・関係者に情報伝達 ・河川等の管理物なら応急措置はできそうか
親水空間における安全性	・急な出水に対して円滑に避難できるか
その他違法行為	・緊急に対応が必要かどうか ・掘削、切土、盛土等、土地形状の変更 ・工作物の新築、改築等 ・立竹木の伐採

様式５－２

異常箇所整理表（対応・処理経過）

（受託者名　　　　　　　　　　　　　　　　）

（写真）

①河川名・施設名等　〇〇〇川　・　△△△通路

②位置　〇〇町△△△

③異常の内容

④対応日時　令和〇〇年〇月〇日　□：□□

⑤対応内容

（写真）

（写真）

様式５－３

堤防（土堤及び護岸、鋼矢板護岸、特殊堤・高潮堤防）の点検結果評価記録様式　様式5-3

●●庁舎

点検NO	123456	点検者	●●庁舎　●●　●●			点検年月日	令和5年11月14日
水系名	◆◆川水系	河川名	〇■川	岸別	右岸	位置	●●市●●　　●●付近

■点検結果

点検項目	点検箇所	点検事項	変状の規模(m)				評価		補修・詳細点検等の対応
			方向(形状)	長さ L	幅 B	高さ H	No	ランク	
土堤	天端	亀裂	縦断	32.0	0.02	0.17	[1]亀	監視	－
状況等（特記事項）	天端のアスファルト舗装にひび割れが見られる。過去の点検時から変状規模が変わらず、進行性が低いため、監視段階とする。								

※方向（形状）は1.亀裂のあった場合のみ記入のこと（縦断、横断、網目状等）

■位置図・概略図・写真等

全景写真

近景写真

■同一箇所の点検履歴

過去の点検NO	点検実施日	変状項目	変状の規模(m)				評価	
			方向(形状)	L	B	H	No	ランク
234567	令和4年12月13日	亀裂	縦断	10	0.01	0.05	[1]	監視
345678	令和3年11月25日	亀裂	縦断	10	0.01	0.05	[1]	措置
456789	令和2年11月1日	亀裂	縦断	10	0.01	0.05	[1]	健全

様式５－３（追加）

堤防（土堤及び護岸、鋼矢板護岸、特殊堤・高潮堤防）の点検結果評価記録様式　　様式5-3

●●庁舎

点検NO	123456	点検者	●●庁舎　●●　●●			点検年月日	令和5年11月14日
水系名	◆◆川水系	河川名	○■川	岸別	右岸	位置	●●市●●　●●付近

■補足写真

コメント

コメント

コメント

コメント

コメント

コメント

様式６

情報提供整理表

項　目　区　分	情　報　の　内　容	備　　　考
情報の種類	（該当するものを〇で囲むこと） ・要望　　　・相談 ・苦情　　　・その他	
聞き取りの日時		
河川名等		
場所		
相手の氏名等	（氏名） （住所） （TEL）	
具体的内容		
対応・処理経過		

要望者等の氏名等は、できる範囲で記入すること。

様式7

打合せ記録簿

<table>
<tr><td>第　　回</td><td colspan="7"></td><td>追番ページ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発注者・印</td><td></td><td>主　任
監督員</td><td>現　場
監督員</td><td rowspan="2">発注者・印</td><td>管理（主任）
技術者</td><td>照査技術者</td><td colspan="2">パトロール要員</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

年　月　日	令和　　年　　月　　日（　　）	場　　　所	
業務の名称		打合せ方式	
発注機関名 担当部署名		会　社　名 （受注者側）	
出　席　者	発注者側	受注者側	

（内容）

（注）1. 内容欄には、打合せ議事内容を記載すること。
　　　2. 2部作成し、双方で1部ずつ保管すること。
　　　3. 打合せ方式は会議・電話・メール等を記載する。

様式８

業務管理責任者措置請求書

受注者（発注者）　　　　殿

発注者（受注者）

委託業務名

上記委託業務にかかる次の関係者は、その業務の実施につき著しく不適当と認められるので、必要な措置をとるべきことを請求する。

措置請求をする 委託関係者の契約上 の地位及び氏名	
必要な措置の内容	
措置請求をする理由	

注１　業務の実施につき著しく不適当と認められる場合は、パトロール員等の変更を求めるものとする。

業務名：

受託者

河川等パトロール　業務実施状況確認表

実施日	令和　　年　　月　　日	天候		ルート番号		班員		業務管理責任者	印
確認者	印								

確認事項		確認欄（○・×）	備考
作業前	健康状態の確認		
	作業内容・パトロールルートの確認		
	安全作業・安全運転の誓い		
	その他		
作業中	特記仕様書に基づき確実に業務を実施したか		
	異常発見時に適切な対応をしたか		
	記録（写真を含む）を正確にとったか		
	路上では安全確保を行い作業を行ったか		
	関係する住民には丁寧に対応したか		
	道路交通法等関係法規を遵守し、常に安全運転に努めたか		
	その他		
作業後	作業報告の確認		
	体調管理など規則的な生活習慣の指導		
	車両の清掃および整理整頓		
	その他		